公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第７９１号
仙台市青葉区小田原６丁目３番20―503号
債務者　寺嶋　正吉
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小園　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
山梨県甲府市国母８丁目27番11号　サンライフアカイケ202号、前住所山梨県笛吹市石和町四日市場1647番地　森田マンション401号
債務者　金　　英華
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　厚博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１７６号
大阪市浪速区下寺２丁目６番26―1303号
債務者　林原　　優
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖山　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１４８号
大阪府大東市大字龍間1580社会医療法人若弘会わかくさ竜間リハビリテーション病院内、住民票上の住所大阪市城東区関目３丁目15番４号第二八木ビル201
債務者　門井　康二
法定代理人成年後見人　吉田　優子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺川　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１５４号
大阪市東淀川区豊新４丁目１番４―405号
債務者　リリーライフこと　植戸　義則
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　良知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５号
大分県速見郡日出町大字川崎5097番地22　サンファミリー日出　Ⅱ101
債務者　川上　哲孝
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今朝丸　貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
岩手県宮古市重茂第１地割78番地１
債務者　木村みゆき
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横道二三男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第１８４号
秋田市手形田中５番42号
債務者　加藤　　武
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月12日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３号
秋田県鹿角市十和田毛馬内字上道10番地
債務者　田中　英夫
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　克史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第２２号
島根県益田市久城町420番地７
債務者　長田　英司
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸亀日出和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第１９７号
秋田県男鹿市五里合中石字橋本４番地１
債務者　門間　康洋
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０４号
兵庫県姫路市西今宿２丁目５番20号アドニス307号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町馬場249番地３
債務者　白井　万久
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３５２号
熊本市中央区新町４丁目１番８号　マリオンパレス87　501号、前住所熊本市中央区黒髪６丁目12番33号　モリハイツ308号
債務者　岩下　和也
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田裕美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２５号
山形県新庄市宮内町４番４号
債務者　佐藤みずほ
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　一馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第５３６号
兵庫県尼崎市下坂部４丁目１番６号　フレグランスアベリア102
債務者　仲田　俊二
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係